

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各一時扶助決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 3 月 30 日付けで行った各一時扶助決定処分（令和 2 年 6 月分から令和 3 年 1 月分までとして概算支給した移送費（医療扶助）を領収書の提出により精算して扶助費の額を変更したもの全 9 件。以下別紙 1 の表の符号に従い「本件処分 1」などといい、併せて「本件各処分」という。）について、薬局へ行くための介護タクシー代に係る移送費が認められなかったことを不服として、それぞれの取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性・不当性を主張している。

返納を求められている通院交通費（合計 7 9 8 , 9 3 0 円）は、全て薬局に行くために利用した介護タクシー代である。

妻は、精神的、身体的に著しい不調を抱えており、請求人が妻から一時も目を離すことができないため、外出する際は必ず 2 人で

外出する。2人とも足腰が弱いので（妻はほぼ寝たきり）、外出には介護タクシーを利用しなければならない。

診察後、薬の処方を待つまでの間に、妻が精神的に不安定になり、立ち上がり、動き回ろうとするのを、身体的に不調のある請求人が抑えることが困難となることもある。そのようなときには、診察後、薬の処方を受けずにいったん帰宅せざるを得ない。薬の処方とは、別途、改めて介護タクシーの予約を取り、薬局に行くことになる。

このように、薬を取りに行くことだけに介護タクシーを運用することは、過去のケースワーカーから認められていた。

請求人は、保護受給に際して車を手放すことをためらっていたが、当時のケースワーカーが介護タクシーの費用は区が負担すると述べたため、車を手放したという事情もある。

請求人世帯の保護開始の経緯や現在の請求人及び妻の病状等に鑑みて、本件に限っては、薬を取りに行くために介護タクシーを利用する場合も移送費に含めるべきと考える。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年10月12日	諮問
令和6年 1月23日	審議（第85回第4部会）
令和6年 2月13日	審議（第86回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げ、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うとし、6号に「移送」を掲げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷

病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、給付の範囲については、「アからクまでに掲げる場合において移送を行う。」（同・(2)）とされている。

このアからクまでに、医療機関に受診する場合の記載はあるが（同・ア及びイ等）、受診とは別に薬局に投薬を求める場合についての記載はない。

本件要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 移送の範囲

これを本件各処分についてみると、処分庁は、請求人世帯の通院交通費について、介護タクシーによる通院を認め（本件病院から移送に介護タクシーを要する旨の医療要否意見書を得ている。）、概算払した一時扶助費を請求人から提出された領収書により確認して変更する処理を行っていた。

令和2年6月分から令和3年1月分までについては、11回に分けて計1,870,000円を請求人に概算払していたところ、令和3年3月に請求人から当該期間の通院交通費申請書及び領収書等が提出されたことを受け、処分庁は、本件病院に連絡して請求人世帯の通院日を確認し、提出された領収書のうち本件病院への通院に係るものについて一時扶助することとし、概算払した一時扶助額を変更したことが認められる（本件各処分）。

本件要領の移送の給付に係る記載（1・(3)）からすれば、請求人が主張する薬局への移送費を処分庁が支給しなかったことに不合理な点はなく、本件各処分は、上記1に掲げる法令等の定めに沿ったもので、適法なものと判断される。

(2) 本件各処分による一時扶助額

本件各処分により、処分庁が請求人に支給した一時扶助額は、別紙１の表のうち、本件各処分の一時扶助額の項記載のとおりである。これを別紙３でみると、令和２年６月分及び同年７月分については、本件処分１から本件処分３までによる一時扶助額が本来請求人に支給すべき額と異なっていることが認められる（本件処分１による一時扶助額は１２６，３８０円であるが、支給すべき額は１１７，６６０円であり（本件処分１の額が８，７２０円多い。）、本件処分２及び本件処分３による一時扶助額の計は２０３，７５０円であるが、支給すべき額は１５６，２５０円である（本件処分２及び本件処分３の合計額が４７，５００円多い。）。）。

しかし、これらの算定誤りは、本来請求人に支給すべき額よりも本件処分１から本件処分３までによって請求人に一時扶助した額がいずれも多く、請求人に有利なものとなっていることが認められるから、本件各審査請求においては、これらの算定誤りがあることを理由として本件処分１から本件処分３までを取り消すべきであるとはしない（行政不服審査法４８条は、処分についての審査請求を認容する場合に請求人の不利益に変更することはできない旨を定めている。）。）。

(3) 小括

(1)及び(2)のとおり、本件各処分のうち、本件処分１から本件処分３までに算定誤りがあることが認められるが、薬局への移送にかかる費用を一時扶助しなかった本件各処分に、取り消すべき理由があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張する。

しかし、請求人世帯について、保護開始の際に車を手放した経緯や、妻及び請求人の病状から外出する際に介護タクシーを利用す

る必要があるといった状況は、上記 2 記載の本審査会の結論に影響するものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙 1 から別紙 3 まで (略)